

# 令和元年(2019年)離農農家の 保有農地の権利移動状況調査結果

## 目 次

I 調査目的及び調査方法等 .....	1
II 調査結果の概要 .....	2
1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積 .....	2
2 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積 .....	4
3 離農農家の経営形態及び経営規模 .....	6
4 離農農家の年齢 .....	8
5 離農の理由 .....	10
6 農地の処分状況 .....	11
7 処分農地の引受先 .....	13
8 処分農地の適用法令及び権利の種類 .....	16
9 離農後の居住 .....	19

令和3年(2021年)2月

北海道農政部農業経営局農地調整課

# I 調査目的及び調査方法等

## 1 調査目的

この調査は、令和元年(2019年)に離農農家が保有していた農地の権利移動状況等を調査することにより、離農農家の経営形態、経営規模及び離農理由等の状況を把握するとともに、今後の農地の利活用等に資することを目的とする。

## 2 調査対象農地

- (1) 平成31年(2019年)1月1日から令和元年(2019年)12月31日までの間に離農した農家の農地
- (2) 平成30年以前に離農した農家の未処分農地(令和元年(2019年)に離農した農家がない場合も調査の対象とする。)

## 3 調査方法

農業委員会等(農業委員会を設置していない市町村を含む。)が、農地の権利移動に係る許可事務等で把握している離農農家及び過去に離農し、未処分農地を保有しているものを対象に調査した。

## 4 調査内容

- (1) 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (2) 振興局別離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積
- (3) 離農農家の経営形態及び経営規模
- (4) 離農農家の年齢
- (5) 離農の理由
- (6) 農地の処分状況
- (7) 処分農地の引受先
- (8) 処分農地の適用法令別及び権利の種類
- (9) 離農後の居住

注:実態の的確な把握のため、今回から「離農の理由」の調査内容を見直した。

## 5 定義及びその他

### (1) 離農農家

離農農家とは、令和元年(2019年)(1月～12月)に農地法又は農業経営基盤強化促進法等の適用を受けて、その保有する農地及び採草放牧地の全部若しくは一部を処分して、又は未処分のまま農業を廃業した経営耕地面積30アール以上の個人農家及び農地所有適格法人とした。

### (2) 経営形態

経営形態は、販売収入(農業粗生産額)第1位部門の作目によって決めるものとし、次の6形態とした。  
複合経営の場合も主たる経営形態で、次のいずれかに分類している。

- ① 稲作 ② 畑作 ③ 野菜 ④ 果樹・花き ⑤ 酪農 ⑥ 畜産

### (3) 採草放牧地の扱い

この調査では、便宜的に農地に含めた。

### (4) 自留地

離農後、処分しないで自家菜園的に保有する小面積の土地

### (5) 経営主の年齢

ア 離農農家……離農時の満年齢(法人については、代表者の満年齢)

イ 引受農家(処分農地を引受けた農家)……引受時の満年齢(法人については、代表者の満年齢)

### (6) 農地の処分形態による農家の区分

ア 全地処分農家…未処分農地がない農家(自留地があっても未処分農地がない限り、全部処分されたと見なす。)

イ 一部処分農家…処分農地と未処分農地がある農家(自留地の有無は問わない。)

ウ 全地未処分農家…処分農地及び自留地がない農家

エ 全地未処分自留地農家…処分農地及び未処分農地がなく、全て自留地として保留している農家

### (7) その他留意事項

平成15年までは、離農した年のうちに自らの保有農地の全部又は一部を処分した農家のみを調査対象としていたが、平成16年以降は、農地を全く処分しなかった農家も含めた。

なお、農地を全く処分しなかった農家は、離農した年に農地の権利移動がないため、日頃の農業委員会等活動を通じ、情報収集を行っている。

## II 調査結果の概要

### 1 離農戸数、保有農地面積及び年内処分農地面積

令和元年(2019年)の離農戸数は596戸で、その保有農地面積は、8,760.5ha  
このうち年内に処分した面積は、7,404.0ha

- 令和元年(2019年)の全道の離農戸数は596戸、離農時の保有農地面積は8,760.5haで、前年より離農戸数は15戸の減少、保有農地面積は788.4ha増加している。
- このうち、離農年内に処分された面積は7,404.0haで、前年より664.8ha多く、保有農地面積の84.5%を占めている。  
離農農家1戸当たりで見ると、保有農地面積は14.7haで、このうち年内に処分された農地面積は、12.4haとなっている。

表1 離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積の推移

(単位:戸、ha、%)

	離農戸数	離農時保有農地面積	年内処分農地面積	年内処分率	離農農家1戸当たり	
					離農時保有農地面積	年内処分農地面積
S45	4,706		29,131.0			6.2
50	2,537		11,936.6			4.7
55	1,415		6,269.7			4.4
60	1,316		7,942.1			6.0
H2	1,739		11,850.3			6.8
7	1,186.0		10,413.9			8.8
12	1,134		12,432.3			11.0
17	915	9,400.4	8,478.0	90.2	10.3	9.3
22	636	7,589.2	6,727.4	88.6	11.9	10.6
24	746	9,605.0	8,530.0	88.8	12.9	11.4
25	824	10,927.1	9,411.0	86.1	13.3	11.4
26	773	9,735.9	8,669.5	89.0	12.6	11.2
27	774	9,985.5	9,136.3	91.5	12.9	11.8
28	635	8,618.4	7,593.0	88.1	13.6	12.0
29	636	8,582.5	7,195.4	83.8	13.5	11.3
30	611	7,972.0	6,739.2	84.5	13.0	11.0
R元	596	8,760.5	7,404.0	84.5	14.7	12.4
R元-H30	▲ 15	788.4	664.8	0.0	1.7	1.4
R元/H30	97.5	109.9	109.9	100.0	112.7	112.6

注: 1 令和元年(2019年)の離農戸数596戸の内訳

全地処分農家504戸、一部処分農家52戸、全地未処分(自留地含む)農家40戸

2 令和元年の保有農地8,760.5haの内訳

処分農地7,404.0ha、未処分農地1,309.3ha、自留地47.2ha

3 離農時保有農地面積は、離農農家が離農時に保有していた全ての所有農地、借入地

及び貸付地の合計

4 年内処分農地面積は、令和元年に離農した農家が、同年に処分した農地であり、それ

以前に離農した農家が、令和元年になって処分した農地面積を含んでいない。

図1-1 離農戸数の推移



図1-2 離農に伴う年内処分農地面積

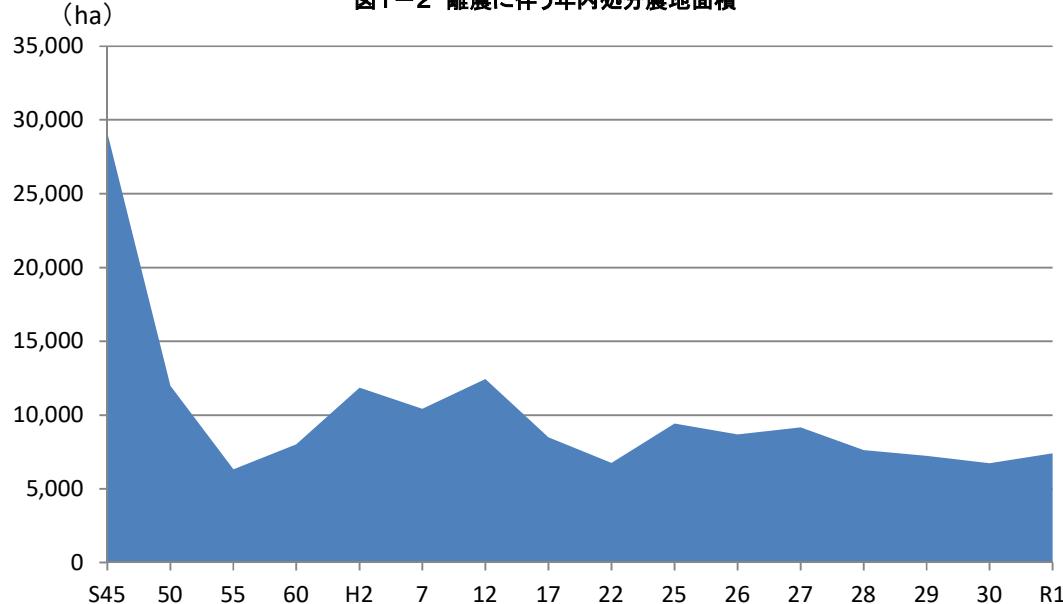
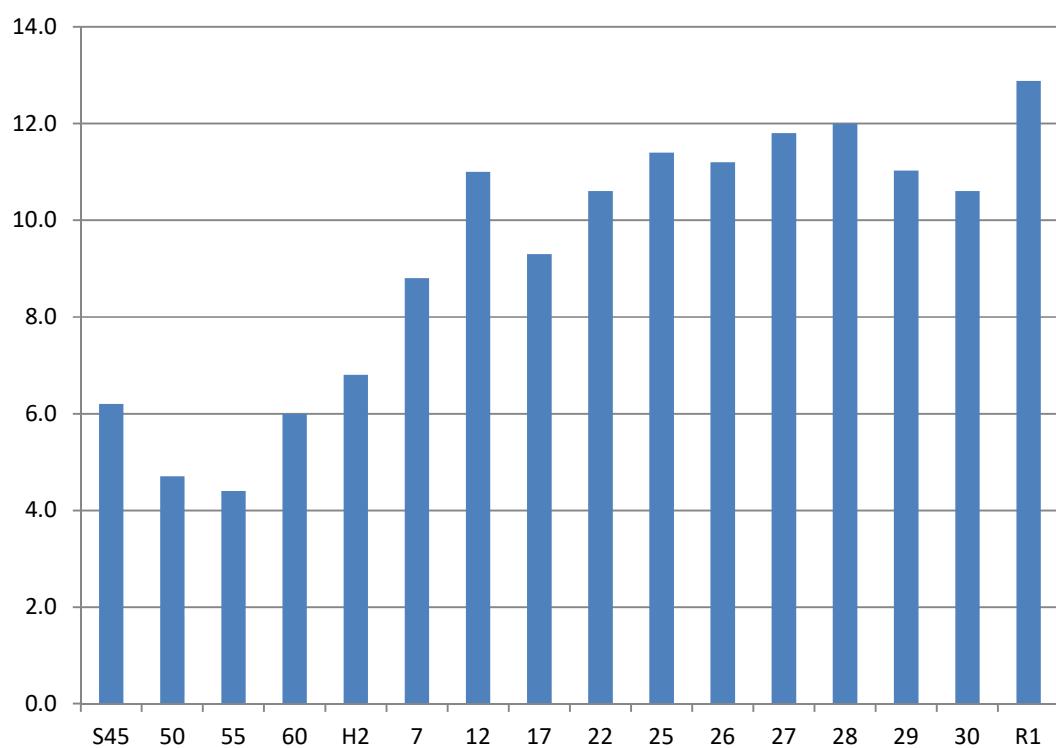


図1-3 離農農家1戸当たり年内処分農地面積



## 2 振興局別離農戸数、離農時保有農地面積及び年内処分農地面積

離農農家の50.8%は、上川と空知の農家

- 離農農家は、上川が167戸と最も多く、次いで空知の136戸と、2振興局で全体の約50.8%を占めている。この他では、オホーツクが76戸、十勝が35戸となっている。
- 離農時の保有農地面積は、根室が1,564.7haと最も多く、次いでオホーツクが1,523.5haであり、この2振興局が全体の約35.3%を占めている。
- 処分面積では、オホーツクが1,291.4haと最も大きく、次いで上川の1,192.5haとなっている。処分農地の年内処分率は、全体では84.5%だが、渡島、宗谷、オホーツク、釧路、根室では小さくなっている。
- 離農農家1戸当たりの処分面積は、宗谷が124.5ha、根室が113.7ha、と大きくなっている。これに対し、石狩が3.0ha、上川が6.2haと小さくなっている。

表2 振興局等別の離農戸数と処分農地面積

(単位:戸、ha、%)

振興局	離農戸数			保有農地面積			処分農地面積			年内 処分率	
	H29年	H30年	R元年	H29年	H30年	R元年	H29年	H30年	R元年		
空知	151	125	136	131	943.2	800.0	858.0	870.3	779.1	828.2	96.5
石狩	43	37	32	30	249.3	182.7	116.1	245.7	180.4	108.3	93.3
後志	42	39	30	30	210.6	166.2	249.6	164.9	133.2	239.5	96.0
胆振	5	3	6	5	34.5	38.8	40.1	29.6	38.5	36.8	91.7
日高	26	10	19	19	210.3	86.7	120.9	183.6	73.8	116.9	96.6
渡島	24	17	21	9	167.0	100.5	146.4	113.0	72.3	124.5	85.1
檜山	3	9	12	12	20.7	55.8	76.5	8.8	45.9	75.3	98.5
上川	163	193	167	166	1,236.8	1,288.1	1,271.4	1,205.0	1,229.7	1,192.5	93.8
留萌	10	15	9	9	247.5	127.0	394.3	235.2	124.8	392.7	99.6
宗谷	8	9	16	16	513.6	603.1	1,146.7	513.6	425.7	995.7	86.8
オホーツク	61	72	76	74	1,009.1	1,164.2	1,523.5	961.1	1,040.4	1,291.4	84.8
十勝	64	45	35	32	1,287.5	853.6	708.8	1,057.0	834.3	641.7	90.5
釧路	10	16	14	11	558.2	1,177.1	543.5	536.0	1,171.2	451.0	83.0
根室	26	21	23	13	1,894.3	1,328.2	1,564.7	1,071.6	589.7	909.5	58.1
全道	636	611	596	557	8,582.5	7,972.0	8,760.5	7,195.4	6,739.2	7,404.0	84.5

図2-1振興局別の離農戸数の推移

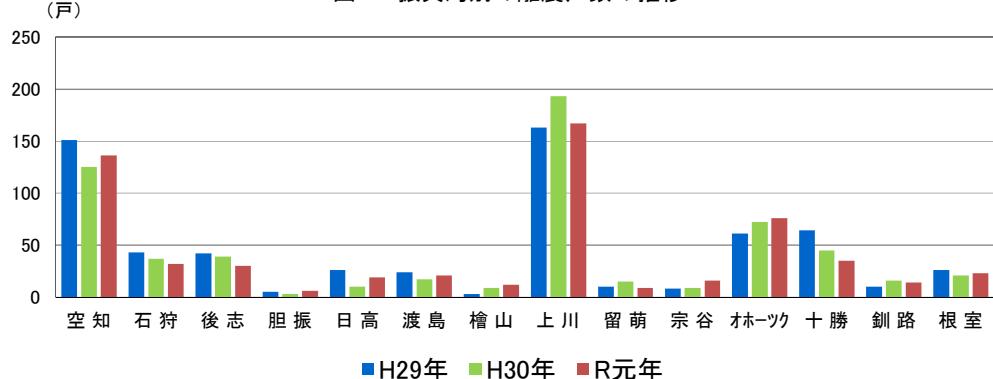


図2-2 振興局別の離農戸数の割合(R元)

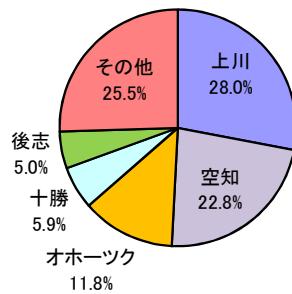


図2-3 振興局別の処分農地面積の割合(R元)

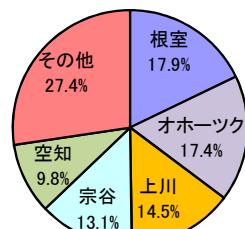


図2-4 振興局別の処分農地面積の推移

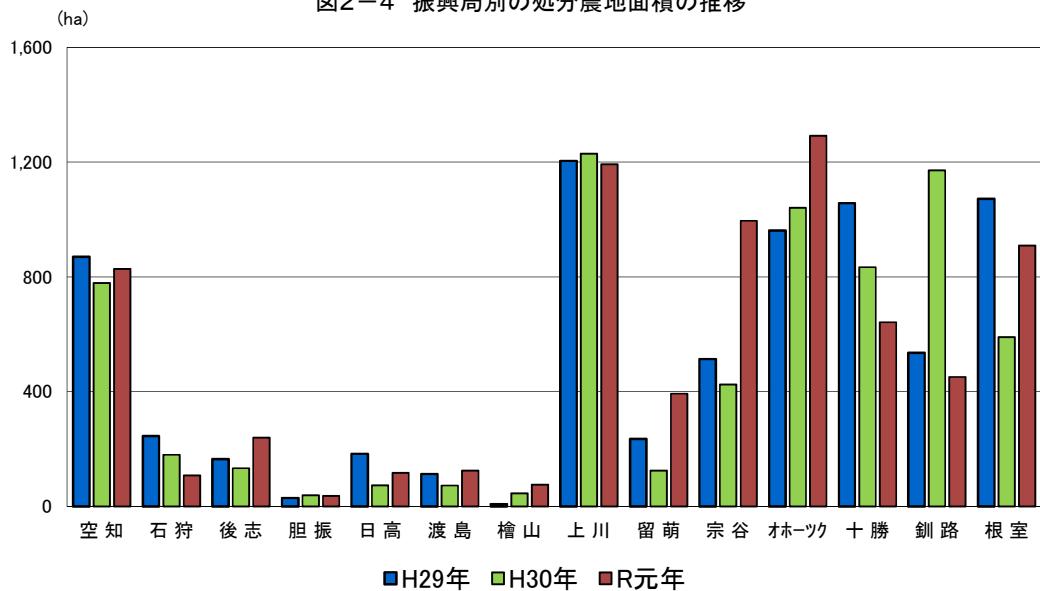
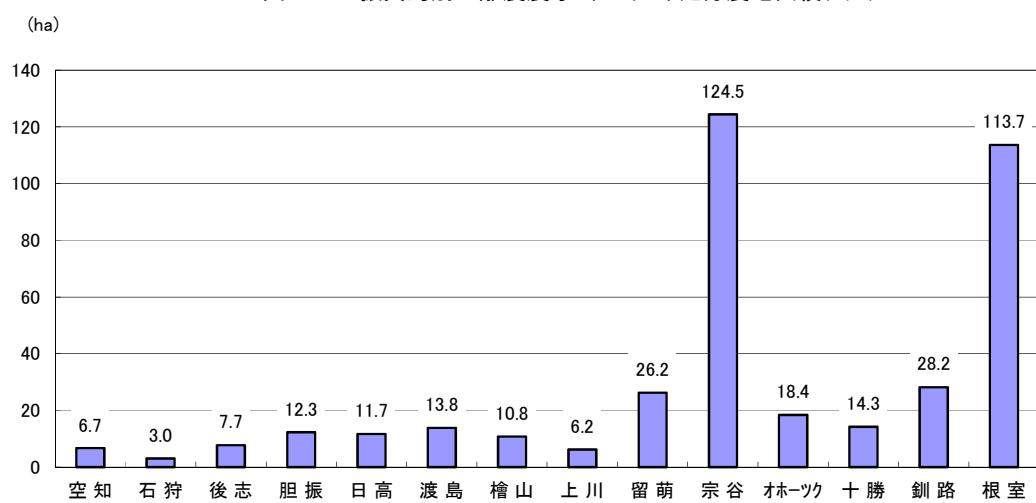


図2-5 振興局別の離農農家1戸当たり処分農地面積(R元)



### 3 離農農家の経営形態及び経営規模

離農農家の41%は稻作農家、次いで34%が畑作農家

- 離農農家を経営形態別にみると、稻作が40.9%、次いで畑作の33.7%、酪農の16.1%となっている。
- 保有農地面積では、酪農が55.7%と大きく、次いで畑作の23.3%、稻作の17.0%となっており、1戸当たりでは、酪農が50.9haと大きく、次いで畜産の14.5ha、畑作の10.2haとなっている。
- 処分農地面積では、酪農が50.8%と大きく、次いで畑作の25.4%、稻作の19.7%となっており、1戸当たりでは、酪農が39.2haと大きく、次いで畜産の12.6ha、畑作の9.4haとなっている。

表3 離農農家の経営形態別離農戸数及び処分農地面積等(R元)

(単位:戸、ha、%)

	稻 作	畑 作	野 菜	果樹・花き	酪 農	畜 産	計
離農戸数	244 (40.9)	201 (33.7)	28 ( 4.7)	10 ( 1.7)	96 (16.1)	17 ( 2.9)	596 (100.0)
保有農地面積	1,485.0 (17.0)	2,040.4 (23.3)	75.6 ( 0.9)	31.0 ( 0.4)	4,881.8 (55.7)	246.7 ( 2.8)	8,760.5 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	6.1	10.2	2.7	3.1	50.9	14.5	14.7
処分農地面積	1,454.9 (19.7)	1,882.3 (25.4)	61.8 ( 0.8)	31.0 ( 0.4)	3,760.2 (50.8)	213.8 ( 2.9)	7,404.0 (100.0)
同離農農家 1戸当たり	6.0	9.4	2.2	3.1	39.2	12.6	12.4

注:()内は全体に対する割合

図3-1 離農戸数の経営形態の割合(R元)

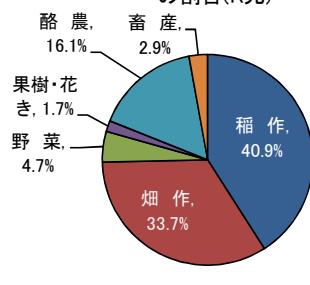


図3-2 保有面積の経営形態別の割合(R元)

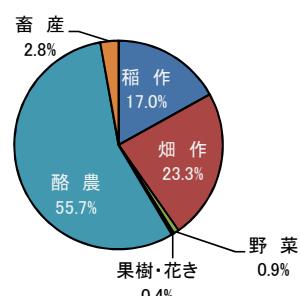


図3-3 処分面積の経営形態別の割合(R元)

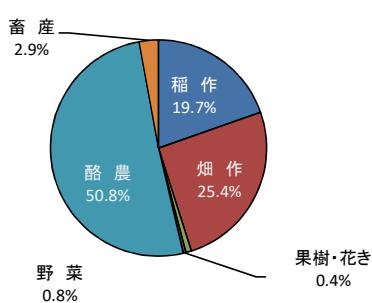
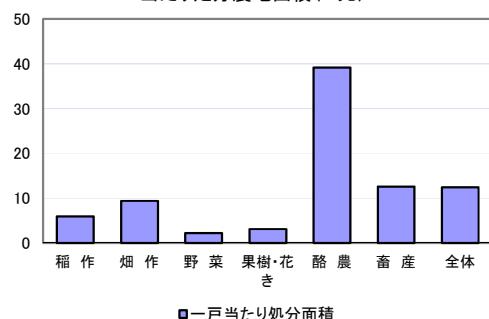


図3-4 経営形態別にみた離農農家1戸当たり処分農地面積(R元)



(参考) 経営形態別離農戸数及び保有農地面積等の推移

(単位:戸、ha)

区分	稻作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	合計	
離農戸数	H29	256	216	41	16	90	17	636
	H30	283	206	19	16	73	14	611
	R元	244	201	28	10	96	17	596
保有農地面積	H29	1,509.8	2,389.6	142.6	32.5	4,221.4	286.6	8,582.5
	H30	1,596.4	2,112.1	58.4	42.4	3,999.3	163.5	7,972.0
	R元	1,485.0	2,040.4	75.6	31.0	4,881.8	246.7	8,760.5
処分農地面積	H29	1,419.7	2,207.4	116.4	31.0	3,195.7	225.0	7,195.4
	H30	1,548.6	2,020.7	50.4	40.9	2,934.9	143.7	6,739.2
	R元	1,454.9	1,882.3	61.8	31.0	3,760.2	213.8	7,404.0

(離農農家の経営規模)

離農農家の63%は、10ha未満の経営規模

- 離農農家の経営規模は、保有農地面積10ha未満の階層が62.6%を占めている。
- 経営形態別には、稻作、野菜及び果樹・花きは10ha未満の階層が多いが、酪農では10ha以上の階層が多くなっている。

表4 経営規模別の離農戸数の推移(R元)

	~1ha	1~3ha	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50ha~	計	10ha未満割合
S50	425	642	648	496	203	86	22	15	2,537	89.7%
S55	298	444	299	228	111	19	13	3	1,415	1269
60	191	391	298	238	121	36	24	17	1,316	1118
H2	180	466	439	386	156	48	42	22	1,739	1471
7	79	255	272	302	150	62	48	18	1,186	908
12	70	226	255	257	155	62	63	46	1,134	808
17	60	160	172	271	139	46	42	25	915	663
26	48	140	141	181	113	60	60	30	773	510
27	41	139	139	164	137	54	51	49	774	483
28	40	98	88	166	115	48	43	37	635	392
29	58	98	106	156	96	46	40	36	636	418
30	58	114	101	154	82	36	33	33	611	427
R1	52	99	89	133	107	31	37	48	596	373

図3-5 経営規模別離農戸数の割合の推移

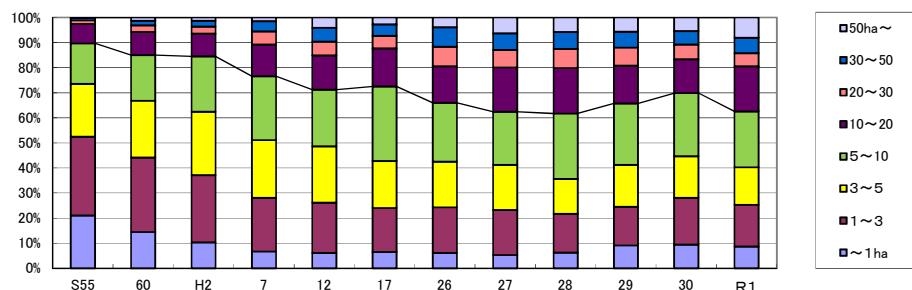
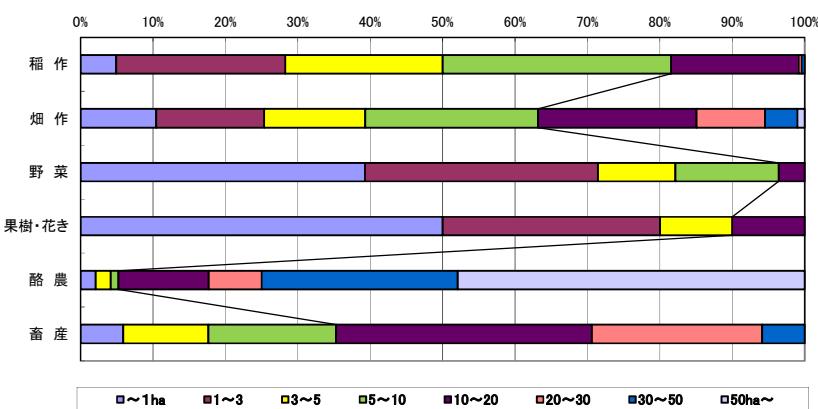


図3-6 経営形態別・経営規模別の離農戸数の割合(R1)



#### 4 世帯主年齢別の離農戸数等

離農農家の68%は65歳以上

- 離農農家を世帯主の年齢別に見ると、65歳以上が68.0%と最も多く、29歳未満の離農農家はないなかった。
- 1戸当たり処分農地面積は、30～39歳、60～64歳がそれぞれ18.1haと最も多く、65歳以上が最も少なく9.9haとなっており、全体の平均は12.4haとなっている。
- 経営形態別の65歳以上の割合は、果樹・花きが最も多く全体の90.0%、次いで畜産の76.5%となっているのに対し、酪農は45.8%と少なくなっている。
- 離農農家の世帯主の平均年齢は68.5歳と高齢となっており、振興局別では、渡島で75.4歳となっているのに対し、根室で54.8歳と比較的低くなっている。

表5 世帯主年齢別の離農戸数と年内農地処分面積

(単位:戸、ha、%)

	29歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
離農戸数	0 ( 0.0)	7 ( 1.2)	44 ( 7.4)	71 (11.9)	69 (11.6)	405 (68.0)	596 (100.0)
処分農地面積	0 ( 0.0)	127.0 ( 1.7)	783.1 (10.6)	1,233.1 (16.7)	1,249.1 (16.9)	4,011.7 (54.2)	7,404.0 (100.0)
同1戸当たり	0.0	18.1	17.8	17.4	18.1	9.9	12.4

図4-1 世帯主年齢別の離農戸数の割合(R元)

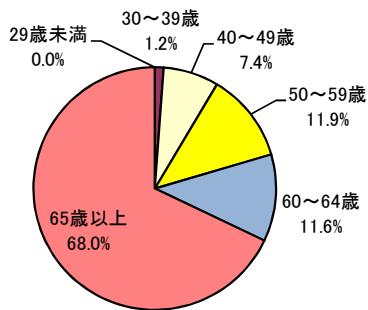


図4-2 世帯主の年齢別1戸当たり処分農地面積(R元)

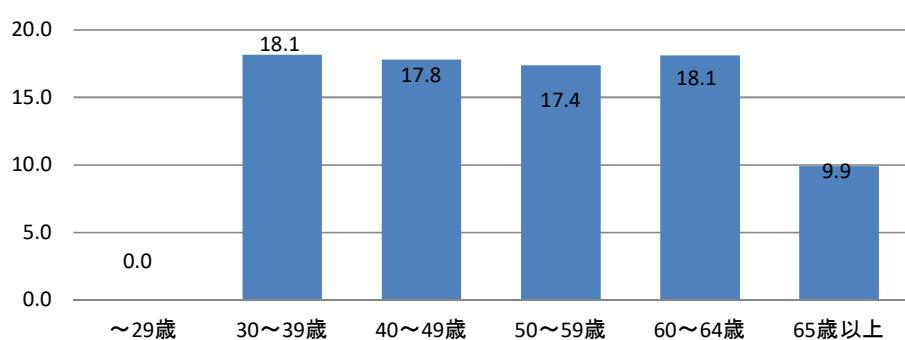


図4-3 経営形態別離農農家の年齢分布(R元)

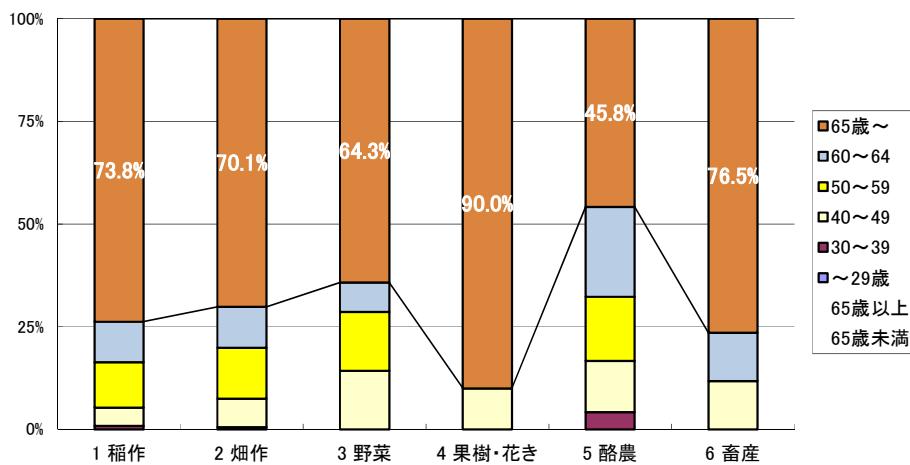


図4-4 離農農家の世帯主の平均離農年齢の推移

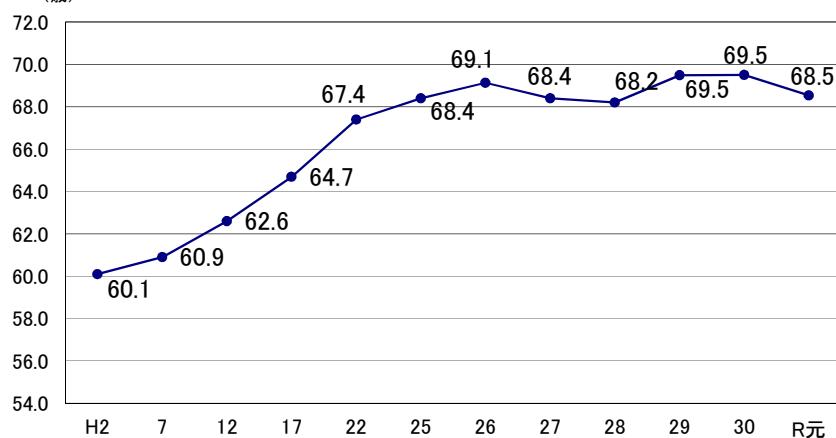


表6 経営類型別の世帯主の平均離農年齢の推移

区分	(単位:歳)						
	稻作	畑作	野菜	果樹・花き	酪農	畜産	全体
H25	70.9	69.2	67.9	68.8	60.2	67.8	68.4
H26	71.0	69.3	72	76.6	60.9	67.8	69.1
H27	71.0	67.1	69.1	77.2	61.1	68.5	68.4
H28	69.5	68.8	69.5	65.8	62.5	71.2	68.2
H29	71.2	70.9	72.1	72.0	60.3	65.5	69.5
H30	72.0	69.3	68.7	67.8	60.7	72.3	69.5
R元	70.4	69.6	68.3	72.4	60.7	70.9	68.5

表7 振興局別の世帯主の平均離農年齢(R元)

振興局	(単位:歳)						
	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢	振興局等	年齢
空知	69.7	日高	71.1	留萌	65.9	釧路	65.9
石狩	73.6	渡島	75.4	宗谷	65.1	根室	54.8
後志	66.7	檜山	69.0	オホーツク	64.8		
胆振	70.3	上川	70.6	十勝	65.8		

## 5 離農の理由

離農の理由は、「体力の限界」が多く41%、次いで、「本人や家族の健康状況」の22%

- 離農理由は、「体力の限界」が多く41.3%、次いで「本人や家族の健康状況」、「経営継承(親子を除く)のタイミングの到来」となっている。
- 離農の理由を1戸当たりの処分農地面積で比較すると、「経営不振・負債」が23.2haと最も多く、次いで「経営継承(親子を除く)のタイミングの到来」が15.0haとなっている。
- 「その他」の理由については、「地域の担い手への経営移譲」などが挙げられている。

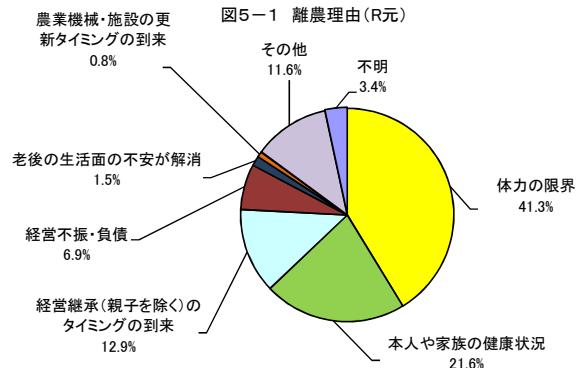
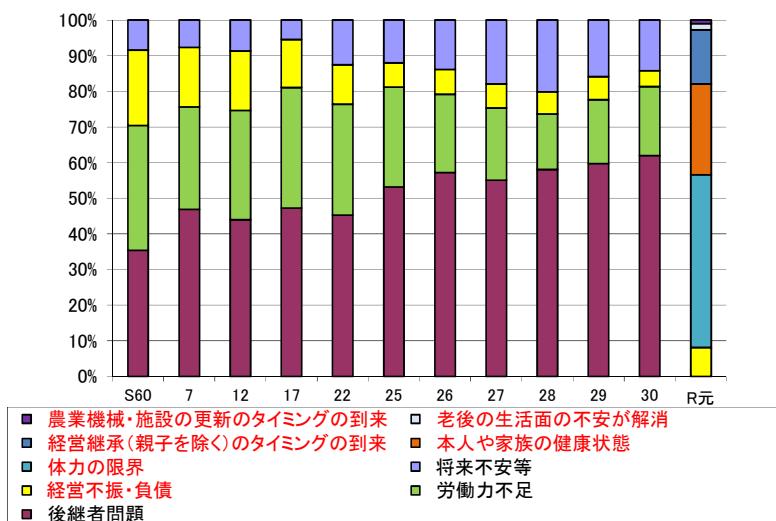


図5-2 離農理由別割合の推移



※R1から調査項目を更新、赤字はR1における調査項目(「経営不振・負債」は継続)

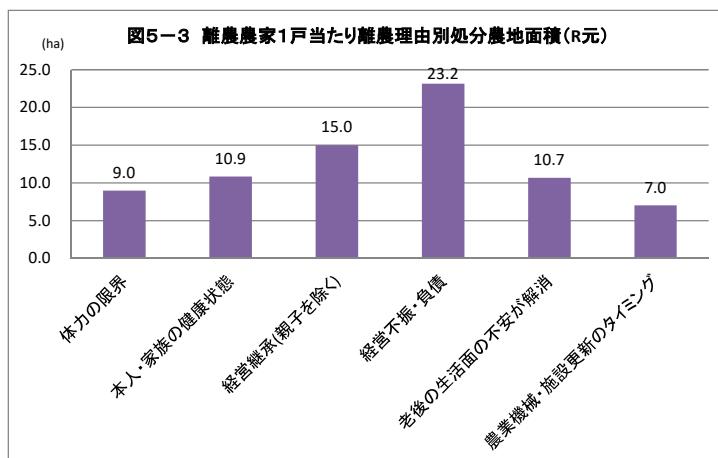
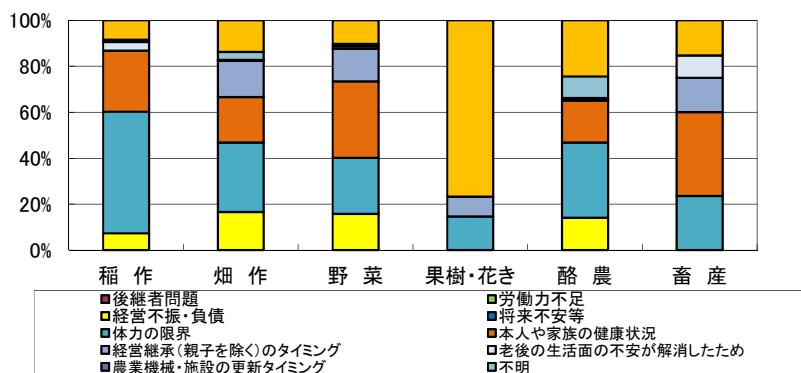


図5-4 経営形態別の離農理由の割合(R1)



## 6 農地の処分状況

離農農家は保有農地の85%を処分し、15%を未処分のまま保有。

- 離農農家は保有農地の84.5%(7,404.0ha)を処分し、15.5%(1,356.5ha)を未処分のまま保有し、そのうち47.2haを自留地として保有している。
- 離農農家を処分形態でみると、全地処分農家は505戸(6,535.4ha)、一部処分農家は52戸(1,290.6ha)、全地未処分農家は39戸(934.4ha)となっている。

表8 農地の処分・未処分の状況(R元)

(単位:戸、ha、%)

区分	保有農地	処分内訳		
		同割合	処分農地	未処分農地
全地処分農家	戸数	505	84.732	
	面積	6,535.4	74.6	6,490.5
一部処分農家	戸数	52	8.725	
	面積	1,290.7	14.7	913.5
全地未処分農家	戸数	39	6.544	
	面積	934.4	10.7	933.6
計	戸数	596.0		
	面積	8,760.5		7,404.0
	同割合	100.0	84.5	14.9
				47.2
				0.8
				0.5

図6-1 離農農家の年内処分農地等の推移

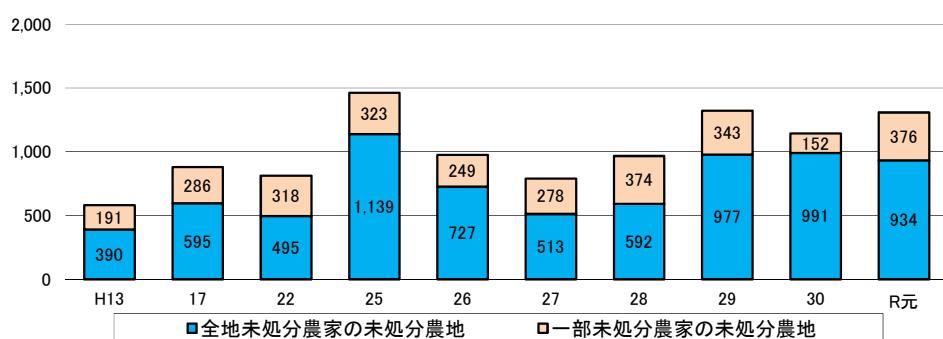


### (年内未処分農地の状況)

- 離農農家の年内未処分農地面積は、前年より166.2ha増加し、1,309.3haとなっている。
- 年内未処分農地面積1,309.3haを、全地未処分農家に係るものと一部未処分農家に係るものとに区分すると、それぞれ933.6haと375.7haとなっている。

(ha)

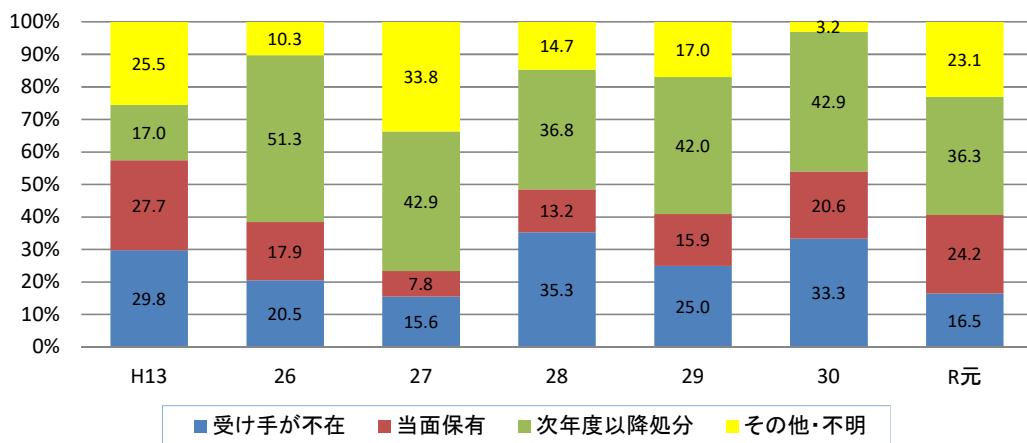
図6-2 離農農家の保有農地のうち年内未処分農地面積の推移



### (未処分の理由)

- 未処分の理由は、次年度以降処分とする者が全体の36.3%、次いで、当面保有する者が24.2%、受け手が不在の者が16.5%、その他・不明が23.1%となっている。

図6-3 未処分の理由の推移



## 7 処分農地の引受け先

処分農地面積の79%は、農家が引受け

- 保有農地面積8,760.5haのうち、年内処分農地面積7,404.0haは、871戸の農家に5,863.7ha、129戸のその他(農家以外)に1,540.2ha引き受けられている。
- 一方、離農農家1戸当たりで見ると、その処分状況は、農家1戸当たり6.7ha、その他(農家以外)に11.9ha引き受けられたことになり、全体では1戸当たり7.4ha引き受けられたことになる。

表9 処分農地の引受け先(R元)

(単位:戸、ha)

引 受 先	戸 数	面 積	面積/戸
農 家	農家個人	675	3,917.7
	農地所有適格法人	196	1,946.0
	小計	871	5,863.7
	構成比	87.1%	79.2%
その他 (農家以外)	農地中間管理機構	83	1,185.9
	その他法人・一般個人	46	354.3
	小計	129	1,540.2
	構成比	12.9%	20.8%
計	1,000	7,404.0	7.4

図7-1 農地の引受け先別処分農地面積の推移

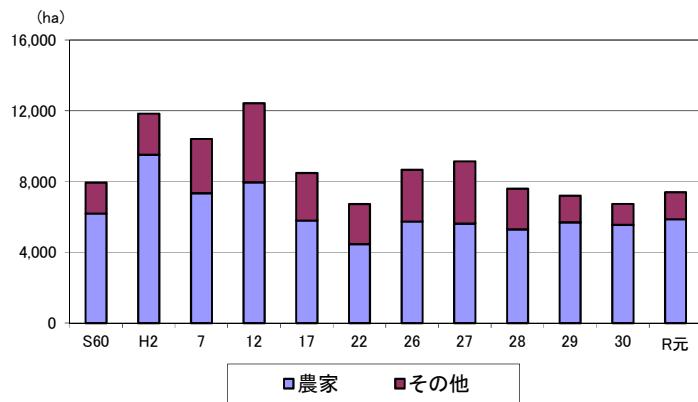
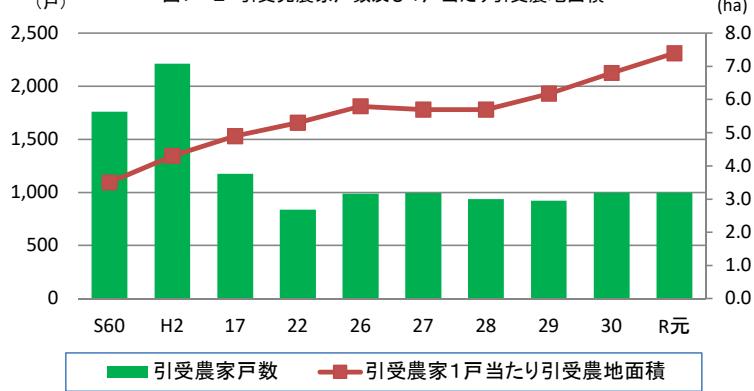
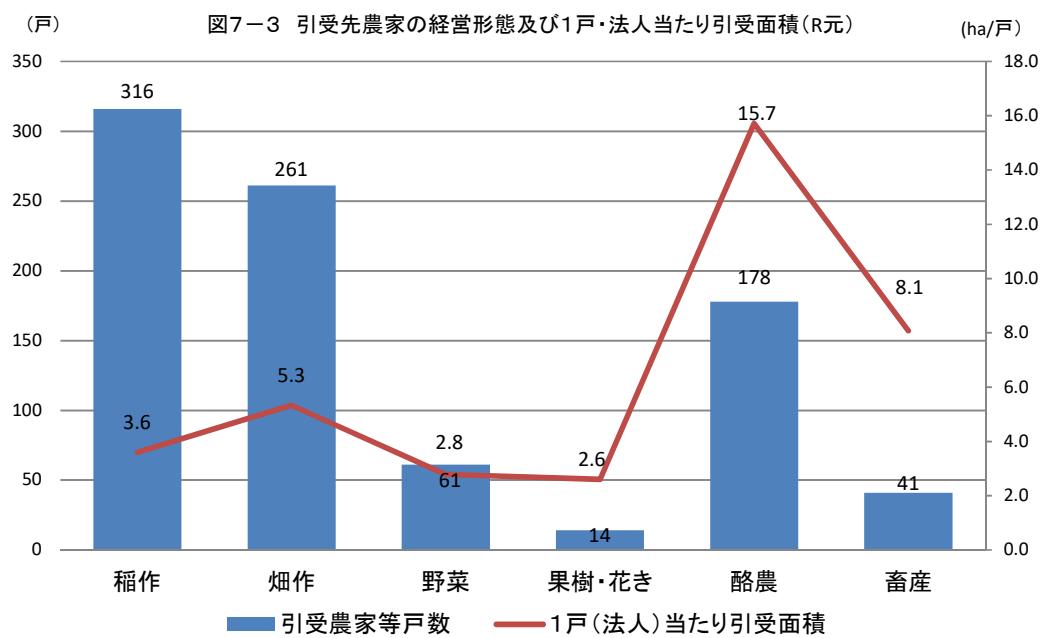


図7-2 引受け先農家戸数及び1戸当たり引受け農地面積



- 引受農家の経営形態は、稻作が最も多く316戸、次いで畑作の261戸となっている。  
1戸当たりの引受面積では、酪農が15.7haと大きく、稲作、野菜、果樹・花きは小さい。



(農家への引受状況個人・法人別)

農家に処分された農地面積の67%は個人農家が引受け

- 農家に処分された農地面積の66.8%(3,917.7ha)は個人農家に、33.2%(1,946.0ha)は農地所有適格法人に引き受けられている。

図7-4 農家に処分された農地面積の個人・法人別推移

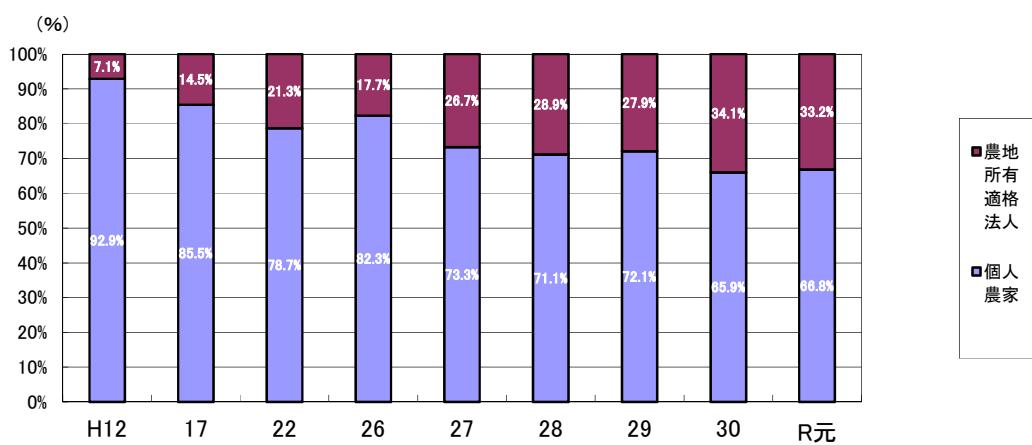


図7-5 引受農家の個人・農地所有適格法人別内訳(R元)

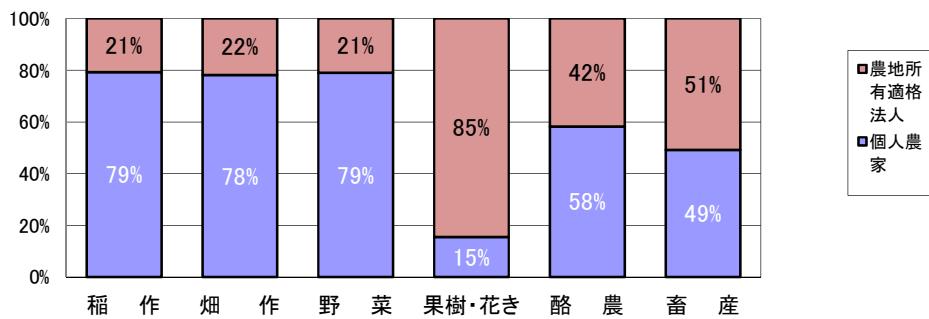
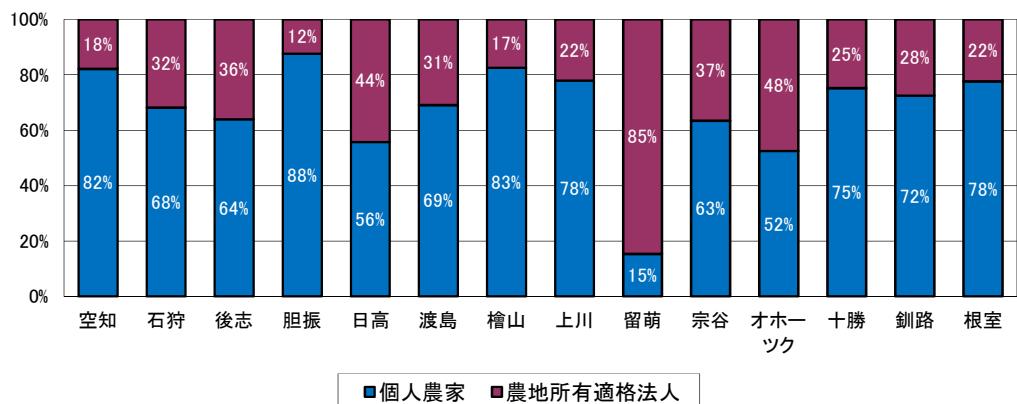


図7-6 振興局別の引受農家の個人・農地所有適格法人別内訳(R元)



(農家への引受け状況－認定農業者・一般農家別)

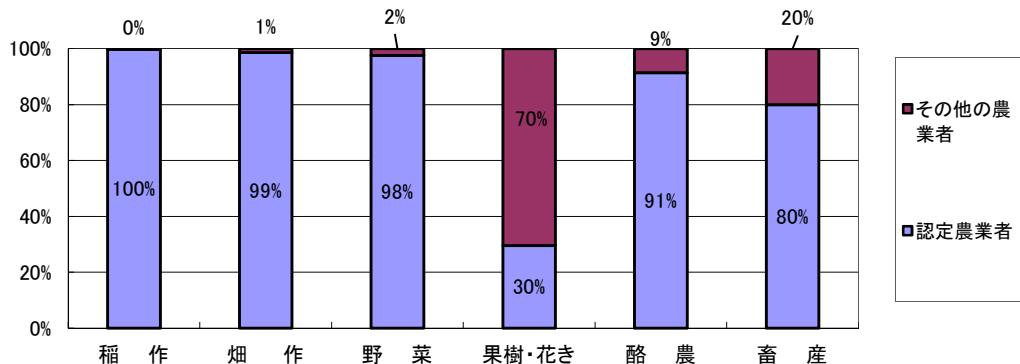
農家に引受けられた農地面積の94%は認定農業者が引受け

- 処分農地のうち農家に引き受けられた農地面積を認定農業者、その他の農業者に分類すると、認定農業者が 93.9%(5,504.7ha)、その他の農業者が 6.1%(359.0ha)となっている。

図7-7 農家に処分された農地面積の認定農業者・その他の農業者の推移



図7-8 引受農地面積の経営形態別にみた認定農業者、その他の農業者の割合  
(R元)

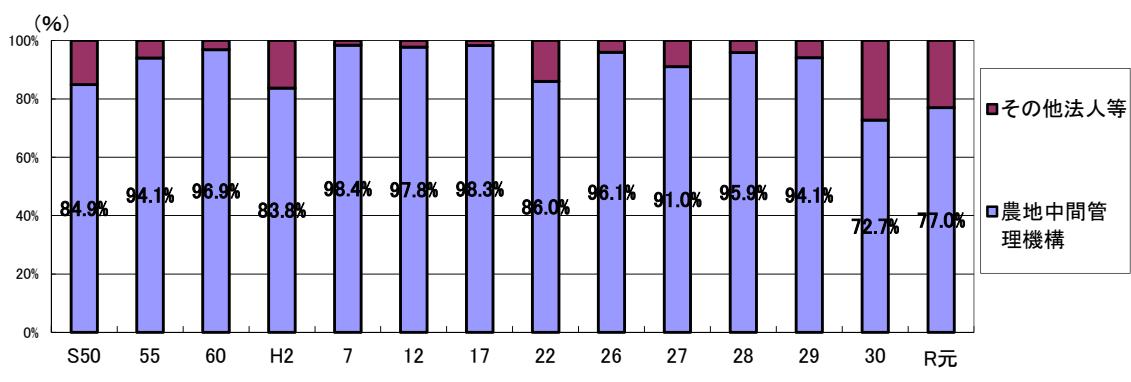


(農家以外への引受状況)

その他(農家以外)に引受けされた農地面積の約77%は、農地中間管理機構

- 処分農地のうちその他(農家以外)に引受けられた農地面積の77.0%(1,185.9ha)は、農地中間管理機構が引受先となっている。

図7-9 その他(農家以外)に引受けされた農地面積の引受先



備考 : H25までは農地保有合理化法人が引き受けた農地面積

## 8 処分農地の適用法令別及び権利の種類

農地の処分形態は、所有権移転が47%、賃借権の設定等が53%

※ 農地法第4条、5条、18条及びその他を除く

- 農地の処分形態は、適用法令別にみると、処分農地面積のうち農地法第3条によるものが951.8ha、農業経営基盤強化促進法によるものが5,830.4ha、農地中間管理事業法によるものが375.4haとなっている。
- 振興局別では、空知、日高、宗谷などでは所有権移転の割合が高く、胆振、渡島、留萌などでは、賃借権の設定等の割合が高くなっている。

表10 適用法令別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農地法3条	基盤強化法	農地中間管 理事事業法	計
S60	1,984.6	0.0	-	1,984.6
H2	1,535.3	0.0	-	1,535.3
7	777.9	0.0	-	777.9
12	830.1	0.0	-	830.1
17	506.7	0.0	-	506.7
22	786.0	5,712.3	-	6,498.3
25	1,151.6	7,997.4	-	9,149.1
26	1,075.8	6,858.4	498.1	8,432.3
27	819.8	7,261.1	583.4	8,664.2
28	876.4	6,046.6	498.5	7,421.5
29	925.3	5,604.5	419.1	6,948.9
30	1,420.7	5,033.6	125.2	6,579.4
R元	951.8	5,830.4	375.4	7,157.6

(注)表9及び表10については、農地法4条、5条、18条及びその他を除く

表11 権利の種類別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	所有権 の移転	賃借権の 設定等	計
S60	1,458.4	1,659.4	3,117.8
H2	4,771.8	1,267.7	6,039.5
7	4,422.1	484.2	4,906.3
12	5,245.1	606.0	5,851.1
17	3,859.0	276.8	4,135.8
22	3,719.3	2,779.0	6,498.3
25	4,901.7	4,247.4	9,149.1
26	4,474.9	3,957.4	8,432.3
27	4,461.2	4,203.0	8,664.2
28	4,310.7	3,110.8	7,421.5
29	3,224.9	3,724.1	6,948.9
30	3,171.0	3,408.5	6,579.4
R元	3,405.7	3,751.9	7,157.6
	47.6%	52.4%	

表12 適用法令別・権利の種類別処分農地面積の推移

(単位:ha、%)

年次	農 地 法			基 盤 強 化 法			農地中間 管理事業 法	その他	計			
	3 条		4・5条	18条	所有権 の移転	賃借権の 設定等						
	所有権 の移転	賃借権の 設定等										
S60	1,659.4	325.2	5.5	13.6	4,477.5	1,458.4	-	-	7,939.6			
H2	1,267.7	267.6	16.7	20.7	5,505.8	4,771.8	-	-	11,850.3			
7	484.2	293.7	19.1	0.0	5,201.8	4,415.1	-	-	10,413.9			
12	606.0	224.1	3.0	171.9	6,194.2	5,233.1	-	-	12,432.3			
17	276.8	229.9	2.4	173.1	3,892.2	3,842.0	-	61.6	8,478.0			
22	369.4	416.6	1	159.5	3,349.9	2,362.4	-	40.5	6,699.3			
26	362.3	713.5	1.6	234.0	4,112.6	2,755.4	488.5	1.7	8,669.5			
27	312.6	507.2	14.2	458.0	4,148.6	3,112.4	583.4	-	9,136.3			
28	406.6	469.8	0.0	170.9	3,904.1	2,142.5	498.5	0.6	7,593.0			
29	212.2	713.2	0.3	210.4	3,012.7	2,591.8	419.1	35.7	7,195.4			
30	500.3	920.4	0.0	69.4	2,670.6	2,363.0	125.2	90.4	6,739.2			
R元	345.6	606.3	5.0	234.7	3,060.2	2,770.2	375.4	6.7	7,404.0			
R元割合	5%	8%	0%	3%	41%	37%	5%	0%	100.0			
R元-H30	▲ 154.8	▲ 314.1	5.0	165.3	389.5	407.3	250.2	▲ 83.7	664.8			
R元/H30	69%	66%	-	338%	115%	117%	300%	7%	110%			

(注) その他は、交換分合によるもの、道路用地に買収されたもの、基盤強化法の委託、他の使用収益に係わるものなど。

農地中間管理事業法による農地の処分は、平成26年4月から適用されている。

(注) 「農地法第18条」については、貸借地を返還し、離農した場合が該当。

図8-1 適用法令別処分農地面積の推移

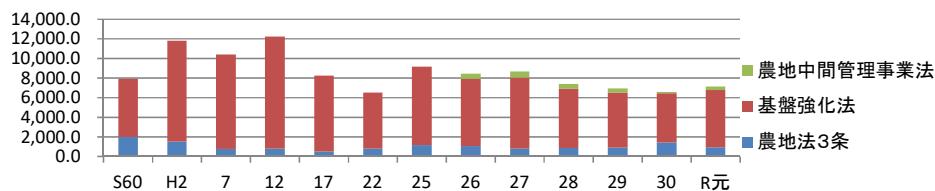


図8-2 権利の種類別処分農地面積割合の推移

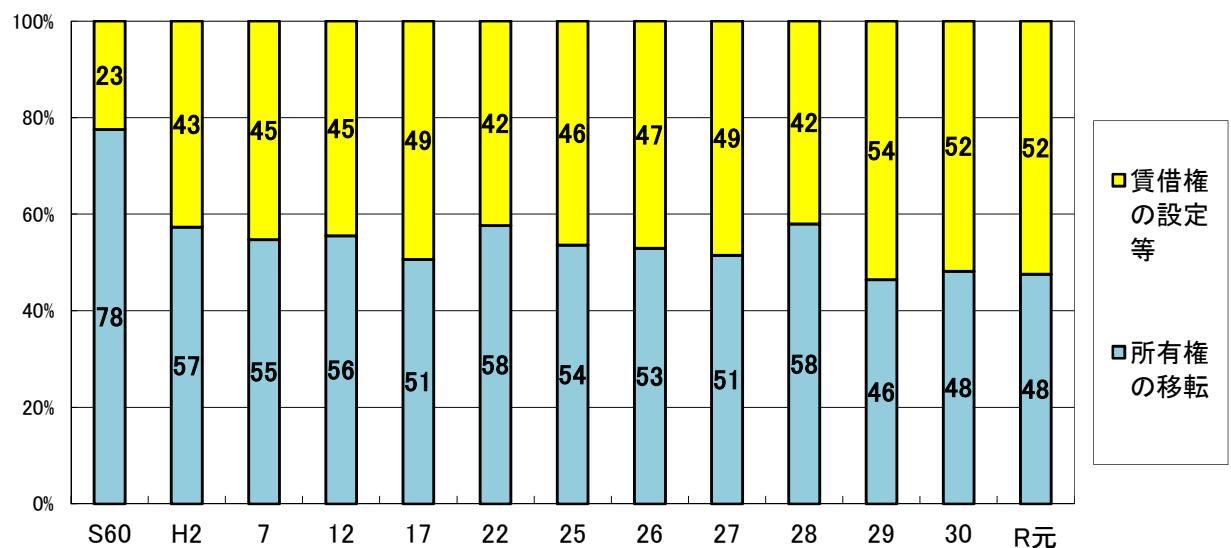
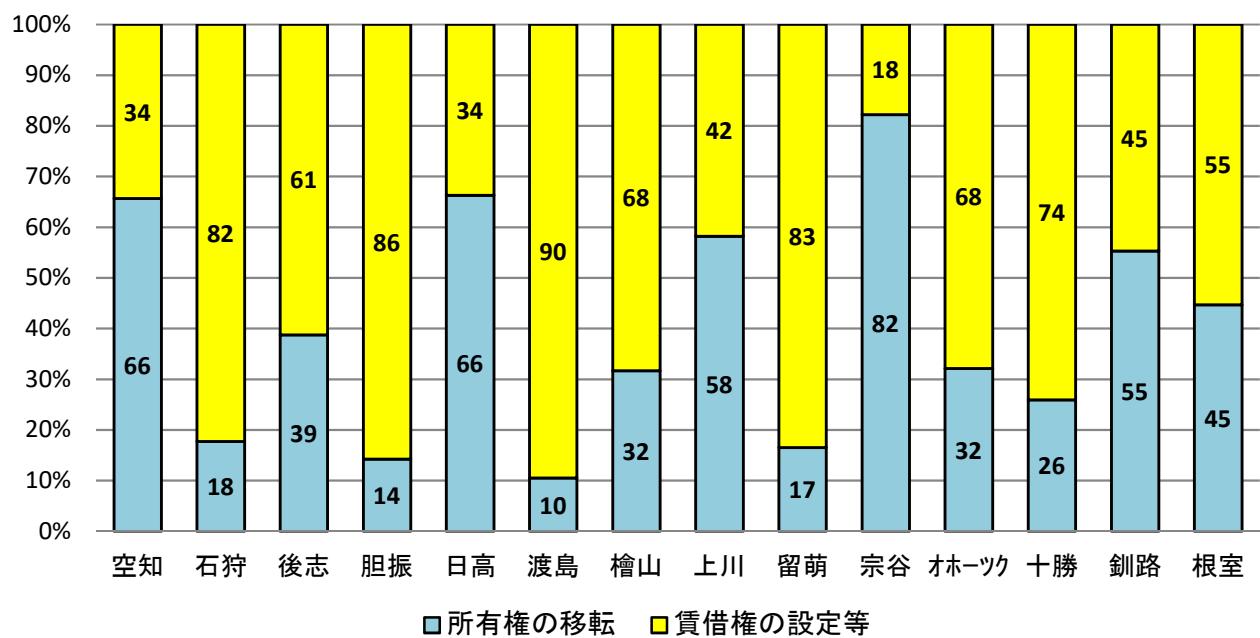


図8-3 振興局別の権利の種類別処分農地面積割合(R元)



## 9 離農後の居住

- 離農後の居住については、「現在の住居に居住」が最も多く480戸、次いで「市町村外に転居」の56戸となっている。

